

証券コード7091
2023年6月12日
(電子提供措置の開始日2023年6月5日)

株 主 各 位

北海道札幌市中央区南二条西20丁目291番地
株式会社リビングプラットフォーム
代表取締役 金 子 洋 文

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第12期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

<https://www.living-platform.com/ir/library/#generalmtg>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2023年6月26日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送頂くことにより、議決権を行使して下さいませようお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日の様様につきましては、後日インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.living-platform.com>）に掲載する予定です。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号 幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター 15階 ホール15C
なお、本株主総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を適切に講じたいうえで開催させていただきますが、株主総会当日における新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調もご勘案のうえ、ご来場についてご判断くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

【報告事項】

1. 第12期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及びその内容決定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。
（株主様へのお願い）
- 株主様におかれましては、事前に本招集通知及び当社ウェブサイトに掲載しております2023年3月期決算説明資料にお目通し頂きますようお願い申し上げます。
（注）上記については、2023年5月15日時点の内容となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任（うち2名を新任）をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	金子洋文 (1977年11月22日生)	2000年7月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現 アクセンチュア株式会社) 入社 2001年11月 ライフタイムパートナーズ株式会社 入社 2011年6月 当社 設立 代表取締役(現任) 2013年8月 株式会社リビングプラットフォーム東北 設立 代表取締役 2013年10月 社会福祉法人 追分あけぼの会 理事長 2014年9月 株式会社ケアプロダクツ(現 株式会社リビングプラットフォームケア) 代表取締役 2015年6月 株式会社シルバーハイツ札幌 代表取締役(現任) 2015年12月 株式会社リビングプラットフォーム東京(現 株式会社リビングプラットフォームケア) 代表取締役 2016年2月 株式会社OSプラットフォーム 代表取締役(現任) 2016年2月 株式会社Good・Better・BEST(現 株式会社リビングプラットフォームケア) 代表取締役 2016年4月 株式会社IMAGINE保育園(現 株式会社ナーサリープラットフォーム) 代表取締役 2016年5月 株式会社アルプスの杜(現 株式会社リビングプラットフォームケア) 代表取締役 2018年2月 株式会社HCA 代表取締役(現任) 2020年7月 株式会社リビングプラットフォームケア 代表取締役(現任) 2020年7月 株式会社チャレンジプラットフォーム 代表取締役(現任) 2021年5月 株式会社BSプラットフォーム 代表取締役(現任) 2021年10月 ブルー・ケア株式会社 代表取締役(現任) 2022年1月 有限会社 I D ・アーマン 代表取締役 2023年1月 有限会社トゥールース 代表取締役(現任) 2023年2月 株式会社橙果舎 代表取締役(現任)	3,330,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	ハヤシリュウスケ 林 隆 祐 (1976年2月9日生)	1998年4月 株式会社船井総合研究所 入社 2003年2月 株式会社ディーネット 入社 2007年2月 株式会社グローバルコーポレーション 入社 2008年6月 株式会社グローバルアソシレイション 取締役 2010年2月 クオール株式会社 入社 2012年1月 株式会社エスカララボラトリーズ(現 アボプラスステーション株式会社) 代表取締役 2012年4月 同社 取締役 2012年7月 株式会社保健医療ビジネス(現 クオール株式会社) 出向 2015年4月 当社入社 経営企画部長 2015年6月 株式会社シルバーハイツ札幌 監査役 2015年12月 株式会社リビングプラットフォーム東京(現 株式会社リビングプラットフォームケア) 監査役 2016年3月 株式会社ライフミクス(現 株式会社リビングプラットフォームケア) 取締役 2016年5月 株式会社アルプスの社(現 株式会社リビングプラットフォームケア) 監査役 2016年6月 当社 取締役(現任) 2017年3月 株式会社ナーサリープラットフォーム 取締役(現任) 2018年7月 株式会社シルバーハイツ札幌 取締役(現任) 2018年7月 株式会社アルプスの社(現 株式会社リビングプラットフォームケア) 取締役 2020年7月 株式会社リビングプラットフォームケア 取締役(現任) 2020年7月 株式会社チャレンジプラットフォーム 取締役(現任) 2020年11月 当社 経営企画部長 兼 管理部長 2023年1月 有限会社トゥールース 取締役(現任) 2023年5月 当社戦略企画本部長兼事業提携推進部長(現任)	-株
3	ヤナギシンイチ 柳 慎 一 (1969年9月16日生)	1992年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1996年4月 ソニー生命保険株式会社 入社 2000年7月 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社(現 大和証券株式会社) 入社 2006年6月 ビナクル株式会社 入社 2017年7月 株式会社ガイアメディアケア 取締役 2019年4月 同社 代表取締役社長 2022年5月 当社入社 社長室長 2023年5月 当社コーポレート本部長(現任)	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	田中宏明 (1965年4月21日生)	1996年4月 弁護士登録 東京シティ法律事務所 入所 2000年10月 大和証券エスビーキャピタル・マーケティング株式会社(現 大和証券株式会社) 入社 2002年10月 オリックス株式会社 入社 2006年8月 みずほ証券株式会社 入社 2008年1月 エートス・ジャパン・エルエルシー 入社 2009年1月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 パートナー 2011年6月 株式会社東京スター銀行 取締役 2014年1月 株式会社やる気スイッチグループホールディングス(現 株式会社やる気スイッチグループ) 監査役 2014年6月 ジーオーエフ・インベストメント・アドバイザリー株式会社(現株式会社GOF) 代表取締役(現任) 2014年7月 平出・高橋法律事務所 オブカウンシル 2016年6月 ウェルス・マネジメント株式会社 取締役 2016年6月 当社 取締役(現任) 2017年8月 株式会社夏目総合研究所 取締役(現任) 2018年5月 GOF法律事務所 弁護士(現任) 2018年5月 株式会社東京衡機 取締役 2018年6月 株式会社エネコートテクノロジーズ 取締役(現任) 2020年4月 株式会社IP Bridge 取締役(現任) 2021年5月 小林化工株式会社代表取締役(現任)	3,000株
5	河江健史 (1979年4月2日生)	2002年10月 東京北斗監査法人(現 仰星監査法人) 入所 2006年7月 公認会計士登録 2007年9月 河江健史会計事務所 開業 2009年7月 証券取引等監視委員会 課徴金・開示検査(現 開示検査課) 入庁 2013年1月 河江健史会計事務所 代表(現任) 2016年2月 FYI株式会社設立 代表取締役(現任) 2016年6月 当社 取締役(現任) 2017年5月 シュバイツェル・インベストメント株式会社 監査役(現任) 2021年3月 センクス監査法人 代表社員(現任) 2022年8月 サイバーステップ株式会社 取締役(現任)	3,000株
6	平尾喜昭 (1987年12月21日生)	2012年2月 株式会社サイカ 設立 代表取締役(現任)	-株

(注) 1. 柳慎一氏、平尾喜昭氏は新任の取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 金子洋文氏は、当社の親会社等であります。

4. 田中宏明氏、河江健史氏、平尾喜昭氏は、社外取締役候補者であります。

5. 各候補者を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

金子洋文氏は、2011年6月に当社を設立して以降、代表取締役として企業経営・事業戦略・財務戦略・M&A等に関する豊富な知識と経験を基に当社を統括してまいりました。当社のさらなる成長をけん引するために、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

林隆祐氏を取締役候補者とした理由は、2015年4月に当社に入社して以降、介護事業・障がい者支援事業・保育事業等における事業拡大を、オーガニックグロース、M&Aグロースの両面で積極的に行っており、当社のさらなる成長をけん引していただけるものと判断しているためであります。

柳慎一氏を新たに取締役候補者とした理由は、ヘルスケア業界における企業経営と投資銀行

業務で培われた財務戦略・M&A等に関する豊富な知識と経験を基に、当社のさらなる成長に貢献していただけるものと判断しているためであります。

田中宏明氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、弁護士としての実務を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有しており、当社グループの経営全般に関し適切な助言、提言をしていただけるものと判断しているためであります。

河江健史氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、適切な助言、提言をしていただけるものと判断しているためであります。

平尾喜昭氏を新たに社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、データサイエンスに基づくマーケティングソリューションを提供する株式会社サイカの創業者であり、当社を取り巻くヘルスケア業界におけるデジタルトランスフォーメーションに関し適切な助言、提言をしていただけるものと判断しているためであります。

6. 田中宏明及び河江健史両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって田中宏明氏が7年、河江健史氏が7年となります。
7. 当社は、田中宏明及び河江健史両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、平尾喜昭氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
8. 当社は、田中宏明及び河江健史両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める限度とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当社は同契約を継続する予定であります。また、平尾喜昭氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、当社は同責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任（うち1名を新任）をお願いするものであります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ゴトウミンヒロ 後藤 充宏 (1959年7月31日生)	1986年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1994年8月 公認会計士登録 2000年12月 後藤充宏公認会計士事務所 設立 2002年5月 株式会社ワイズテーブルコーポレーション 監査役 2002年10月 税理士登録 2007年5月 株式会社ワイズテーブルコーポレーション 常勤監査役 2011年4月 あおば公認会計士合同事務所 (現任) 2011年11月 株式会社マコー社外取締役 (監査等委員) 2018年6月 燦キャピタルマネージメント㈱ 監査役(現任)	-株
2	カタラシユウジ 片倉 秀次 (1981年9月11日生)	2010年12月 弁護士登録 2011年1月 小笠原六川国際総合法律事務所 入所 2018年6月 JAZY総合法律事務所 設立代表弁護士 2018年6月 当社 監査役(現任) 2019年6月 株式会社デジタル・ナレッジ 監査役(現任) 2021年3月 Siiibo証券株式会社 監査役(現任) 2023年1月 弁護士法人かがやき総合設立 代表弁護士(現任)	-株
3	スミノリナ 角野 里奈 (1980年3月12日生)	2003年4月 中央青山監査法人 入所 2007年7月 PwCアドバイザリー株式会社(現:PwCアドバイザリー合同会社) 転籍 2011年7月 株式会社KPMG FAS 入社 2013年6月 株式会社リクルートホールディングス 入社 2018年6月 八面六臂株式会社 監査役(現任) 2018年10月 角野里奈公認会計士事務所 開業 2018年10月 株式会社ACCESSO 代表取締役(現任) 2020年1月 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 監督役員(現任) 2020年9月 株式会社エスクリ 監査役 2020年9月 株式会社サウンドファン 監査役(現任) 2021年6月 株式会社エスクリ 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年9月 株式会社Linc'well 監査役(現任) 2022年6月 ニフティライフスタイル株式会社 監査役(現任) 2022年6月 当社 監査役(現任) 2023年2月 モデラート株式会社 監査役(現任)	-株

- (注) 1. 後藤充宏氏は新任の監査役候補者であります。
 2. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 全ての候補者は、社外監査役候補者であります。
 4. 各候補者を社外監査役候補者とした理由は以下の通りであります。

後藤充宏氏を社外監査役候補者とした理由は、監査役業務の豊富な経験のみならず、公認会計士としての実務を通じて培われた豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査役として適切な助言、提言をしていただけるものと判断しているためであります。

片倉秀次氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての実務を通じて培われた豊富な経験と企業法務や労働法務等に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査役として適切な助言、提言をしていただけるものと判断しているためであります。

角野里奈氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての実務を通じて培われた豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査役として適切な助言、提言をしていただけるものと判断しているためであります。

5. 片倉秀次及び角野里奈両氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって片倉秀次氏が5年、角野里奈氏が1年となります。
6. 当社は、片倉秀次及び角野里奈両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、後藤充宏氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
7. 当社は、片倉秀次及び角野里奈両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める限度とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当社は同契約を継続する予定であります。また、後藤充宏氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、当社は同責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年6月30日開催の当社第6期定時株主総会において、年額2億円以内としてご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として、当社の取締役に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を下記のとおり割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

つきましては、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、当社の取締役に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額2億円以内として設定いたしたいと存じます。

本件ストック・オプションは、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として割り当てられるストック・オプションであり、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。なお、現在の当社の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案が原案のとおり承認可決されますと、取締役6名（うち社外取締役3名）となります。各取締役への支給時期及び配分については、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

記

新株予約権の具体的な内容及び数の上限

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に当社の取締役に割り当てる新株予約権の数は、取締役につき10,000個を上限とする。

(2) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。なお、有利発行には該当しない。

(3) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式を目的とし、本新株予約権1個につき目的となる普通株式の数は1株とする。なお、本新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株主割当ての方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併、株式交換、株式移転又は会社分割を行う場合そ

の他必要と認められる場合、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記①に定める本新株予約権1個につき目的となる普通株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の前日の株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）とし、1円未満の端数は切り上げとする。なお、本新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株主割当ての方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併、株式交換、株式移転又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、行使価格の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過するまでの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。なお、日付の記載が租税特別措置法第29条の2の適用を受けるための要件を満たしていない場合には、租税特別措置法第29条の2の適用を受けるための要件を満たす日付に新株予約権を行使することができる期間を修正するものとする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額）を資本金に計上し、その余を資本準備金に計上する。

⑤新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の全部又は一部につき、第三者に対して譲渡、質入れ及び一切の処分をすることができない。

⑥新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合、本新株予約権を無償で取得することができる。

ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合

イ 当社または子会社（その発行済株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資の総数若しくは総額の100分の50を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係にある法人をいう。以下同様とする。）の取締役または従業員でなくなった場合

⑦新株予約権の行使の条件

ア 権利行使時において、当社または子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

イ 本新株予約権者が死亡した場合には、本新株予約権の相続は認められない。

ウ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円（但し、法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額とする。）を上回らない範囲であること。

エ 本新株予約権の行使による株式の交付は、当該交付のために付与決議がされた会社法第238条第1項に定める事項に反しないで行われるものとする。

オ 本新株予約権の行使により取得する株式につき、金融商品取引業者又は金融機関（租税特別措置法施行令第19条の3第6項で定めるものに限る。）との間であらかじめ締結される、本新株予約権の行使により交付される当社の株式の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。）への記載若しくは記録、保管の委託又は管理、及び処分に係る信託（以下「管理等信託」という。）に関する取り決め（租税特別措置法施行令第19条の3第7項で定める要件を満たすものに限る。）に従い、租税特別措置法施行令第19条の3第8項で定めるところにより、当該取得ただちに、当社を通じて、金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は営業所若しくは事務所に保管の委託又は管理等信託がされることを要する。

カ 本新株予約権の行使をする際、行使をする者、（ア）に掲げる事項を誓約し、かつ、（イ）に掲げる事項を記載した書面を提出することを要する。

（ア）権利者が、本新株予約権に係る付与決議の日において大口株主及び大口株主の特別関係者に該当しないこと。

（イ）以下に掲げる事項

- ・本新株予約権の行使の日の属する年における当該権利者の他の新株予約権の行使の有無
- ・他の行使があった場合には、当該行使に係る権利行使価額及びその行使年月日
- ・当該書面を提出する者の氏名、住所及び個人番号

- ・その行使をする本新株予約権に係る付与決議があった年月日
- ・その行使をする本新株予約権に係る新株予約権割当契約において定められている事項のうち、本新株予約権に係る株式の種類、数及び一株当たりの権利行使価額
- ・新株予約権の行使により振替又は交付を受けようとする株式の数
- ・提出者が本新株予約権の行使の日の属する年において既に本新株予約権の行使をしたことがある場合には、その既にした本新株予約権の行使に係る株式の数及び権利行使価額並びにその行使年月日
- ・提出者が本新株予約権の行使の日の属する年において既に他の新株予約権の行使をしたことがある場合には、当該他の新株予約権に係る付与決議のあった株式会社の名称及び本店の所在地並びにその既にした当該他の新株予約権の行使に係る権利行使価額及びその行使年月日
- ・その他参考となるべき事項

⑧組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

ア 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により新設する株式会社

イ 吸収合併

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

ウ 株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

エ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑨新株予約権を行使した場合に1株に満たない端数が生じた場合の処理

本新株予約権を行使した者に対して交付する株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(4)割当日

別途取締役会が定める日とする。

(5)その他の事項

本新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているものの、感染症法の区分が5類への変更が決定、ウィズコロナの下で各種政策の効果による持ち直しなどによる景気回復が期待されております。一方世界情勢では、ウクライナ情勢を巡る地政学的リスクの長期化、エネルギー資源・原材料価格の高騰による物価上昇、世界景気の動向を受けた急激な為替の変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、「持続的社会保障制度の構築」を通して「安心を育て、挑戦を創る」世界を実現させるため、「介護」、「障がい者支援」、「保育」の3分野を中心とした事業を行ってまいりましたが、様々な社会課題の解決に貢献すべく、国連の定める「SDGs(持続可能な開発目標)」のために当社グループが取り組むべき6つのマテリアリティ(重要課題)(弊社HP：中期経営計画2024参照)を特定しております。

また、重要な課題である人材の獲得及びサービスの質の向上のため、当期より社内資格制度を開始し、導入したe-ラーニングシステム等を活用しながら効率的な習熟を促す体制の構築を進めております。更に、DXを推進し、管理業務を中心にペーパーレス、押印レス、キャッシュレス等を加速させております。その他、サステナビリティへの取り組みとして「多様な人材が活躍できる社会の実現」のため、特定技能を中心とした外国人就労も既に今期25名以上採用するなど、企業価値向上に取り組んでおります。

当社グループを取り巻く環境として、主力事業である介護事業においては、高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)が2022年は29.1%(総務省統計局より抜粋)に上昇し、団塊の世代が75歳以上となる2025年には「超高齢社会」に直面していくことは周知の状況となっており、医療・介護・年金を含めた社会保障制度全体の再構築が急がれております。少子高齢化の進行を背景に、介護サービスに対するニーズが拡大する一方、深刻化する人手不足への対応や介護人材の確保・育成が経営課題となっております。

このような環境のもと、当社グループといたしましては、当連結会計年度においてM&Aによる事業承継4事業所、新規施設12事業所の開設を行ないました

その結果、当連結会計年度における当社グループ連結業績は、売上高13,694百万円(前年同期比117.8%)、各段階利益では、営業損失は、エネルギー価格・食料高騰、営業外費用で処理していた控除対象外消費税のうち主たる事業に関するものについて販売費及び一般管理費で処理したことなどにより234百万円(前年同

期は営業利益491百万円)、經常利益は、助成金等の収入などにより35百万円(同6.1%)、親会社株主に帰属する当期純利益は、セールアンドリースバック取引などにより91百万円(同22.5%)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は863百万円(無形固定資産を含み、リース資産を除く)であります。主に事業の拡大を目的とした介護施設及び保育施設に係る設備投資によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において金融機関より長期借入金として1,190百万円、短期借入金として638百万円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は2022年10月1日をもって、介護事業の3施設を連結子会社である株式会社リビングプラットフォームケアに承継させる吸収分割を行いました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(6) 対処すべき課題

① 法的規制

当社グループは、事業活動を行う上で、介護保険法、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、老人福祉法、高齢者住まい法、地域保健法、食品衛生法、消防法等様々な法規制の適用を受けております。これら法令等を遵守するためにコンプライアンス体制の構築が求められており、当社グループでは施設及び事業所運営における法令遵守の徹底、業務上の業務管理体制及び内部牽制機能の強化に努めております。

当社では内部監査室に加え、法令遵守に関する主管部門としてコンプライアンス室を置き、各部門における法令・諸規則等の遵守状況の調査、指導、相談等を行っております。さらに、コンプライアンスに関する重要な業務の執行等を決定するため、当社代表取締役を議長とするコンプライアンス会議を置き、当該会議での審議結果を取締役に報告しております。

② 多様な人材の確保及び定着化

今後の事業拡大に伴い、サービスを提供する人材の確保及び定着化は重要な課題の一つとして認識しております。また、持続的な成長のためには多種多様な視点・価値観が必要であることを認識し、社内における人材の多様性の確保

や働き方改革を進めていくことが必要であると考えております。

当社グループでは、有資格者や介護経験の豊富な職員を適正に配置するため、四半期での能力・資格・経験等に応じた処遇面の見直しや、福利厚生の実質等により、働き甲斐がある職場環境を構築することに努めているだけでなく、処遇面については、他社を含めたエリア毎の平均給与を上回る金額になるよう四半期毎に見直しを行っております。また、人材の多様性の確保については、各種施策を積極的に推進し、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを進めております。

具体的には、定年の70歳への引き上げや無資格未経験者であっても、自信とやりがいを持って働き続けられる環境を整えるため、2016年度より、当社グループにおいて、介護職員初任者研修及び国家資格である介護福祉士取得のための実務者研修を神奈川県、北海道にて開講し、現在は東京にも広がっております。そして、当社グループ従業員については、原則、無料で受講できる取り組みを進めております。また、2022年2月より技能実習生を、2022年4月より特定技能外国人の受入を開始し、人材の国際化を推進しています。

今後におきましては、従業員個々人のキャリア構築、ワークライフバランスを推進するとともに、外国人や女性、障がい者の雇用を促進し、性別、国籍、障がいの有無を問わず多様な人材の育成・確保に努めてまいります。

③ 新型コロナウイルスの感染拡大防止

感染症法の区分が5類へ変更されておりますが、当社グループでは引き続き、運営する介護事業・障がい者支援事業では、厚生労働省から発布されている「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」に従い『持ち込ませない』『持ち出さない』『拡げない』を基本方針とし、感染拡大防止に取り組んでおります。また、保育事業においても、同省から発布されている「保育所における感染症対策ガイドライン改訂版」に基づき、当社子会社である株式会社ナーサリープラットフォームが策定した「衛生管理・感染症対策マニュアル」に則り、感染拡大防止に取り組んでおります。

従業員については、従来からオンラインでの会議参加が可能な体制としておりましたが、現在は出張及び事業所間の移動を最低限としている他、オフィスワークが主となる従業員についても可能な範囲でのリモートワークを推奨、ビジネスチャットの活用を推進しております。社外の方々との打ち合わせにつきましては、原則、オンライン又は電話等とし、接触機会の削減にご協力頂いております。

また、情報共有体制につきましては、各自治体から各事業所に対して、直接通知される情報は、直ちに本部へ報告するとともに全国の各事業所へ共有を行っております。また、厚生労働省等より新型コロナウイルスに関する通知がある都度、事業運営部門責任者より社内イントラネットにて情報を詳細に掲載し、

各事業所と本社間の双方向での情報収集及び周知徹底を図っております。

その他、罹患者発生時の対応についても当社グループでの取り決めを策定し、迅速な対応が講じられるよう体制を構築しております。

(7) 財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第 9 期	2020年度 第 10 期	2021年度 第 11 期	2022年度 (当連結会計年度) 第 12 期
売 上 高	7,730,586 千円	9,132,535 千円	11,625,387 千円	13,694,420 千円
経 常 利 益	234,364 千円	242,621 千円	581,235 千円	35,284 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	104,726 千円	56,902 千円	407,963 千円	91,701 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	77.73 円	12.68 円	90.93 円	20.62 円
総 資 産	6,884,788 千円	8,949,439 千円	10,866,268 千円	11,402,773 千円
純 資 産	1,070,469 千円	1,127,371 千円	1,346,496 千円	1,471,994 千円
1 株 当 た り 純 資 産	715.55 円	251.20 円	302.83 円	326.11 円
発 行 済 株 式 数	1,496,000 株	1,496,000 株	4,446,364 株	4,449,042 株

(注) 1. 当社は、2021年10月1日に普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割しております。第9期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。なお、発行済株式数は自己株式を控除しております。

2. 当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)の改正に伴う会社計算規則(令和2年法務省令第45号)の適用に伴い、第11期の期首から適用しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社シルバーハイツ札幌	50,000 千円	100 %	介護事業
株式会社ナーサリープラットフォーム	58,500 千円	100 %	保育事業
株式会社OSプラットフォーム	1,000 千円	100 %	給食事業 不動産賃貸業
株式会社リビングプラットフォームケア	10,000 千円	100 %	介護事業
株式会社チャレンジプラットフォーム	10,000 千円	100 %	障がい者支援事業
株式会社BSプラットフォーム	1,000 千円	100 %	障がい者支援事業
ブルー・ケア株式会社	10,000 千円	100 %	介護事業
有限会社ID・アーマン	3,000 千円	100 %	保育事業
有限会社トゥルース	3,000 千円	0(100) %	介護事業
株式会社橙果舎	10,000 千円	0(100) %	介護事業

(注) ()内は間接所有割合であります。

③ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はございません。

(9) 主要な事業内容

事業名	事業内容
介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ①介護付有料老人ホーム ②住宅型有料老人ホーム ③サービス付き高齢者向け住宅 ④認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ⑤居宅介護支援 ⑥通所介護(デイサービス) ⑦認知症対応型通所介護(デイサービス) ⑧短期入所者生活介護(ショートステイ) ⑨訪問介護 ⑩訪問看護 ⑪小規模多機能型居宅介護 ⑫定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑬福祉用具貸与 ⑭コンサルティング業務 ⑮共同住宅
障がい者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ①就労継続支援B型 ②生活訓練 ③共同生活援助(グループホーム)
保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ①認可保育所 ②企業主導型保育所 ③認可外保育所

(10) 主要な事業所（2023年3月31日現在）

区 分	所 在 地 及 び 地 区			
事務所	グループ本部（北海道札幌市豊平区）			
	東京本部（東京都港区）			
介護事業	北海道地区 21	東北地区 9	関東地区 40	関西地区 3
障がい者支援事業	北海道地区 8	東北地区 5	関東地区 10	—
保育事業	北海道地区 2	東北地区 1	関東地区 7	関西地区 1
	沖縄地区 3	—	—	—

(注) 介護事業における事業所数は、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び短期入所者生活介護（ショートステイ）の合計数です。その他、当社グループが運営する住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に併設し各種介護サービス（訪問介護や訪問看護等）を提供する事業所等が2023年3月末時点で50事業所あります。

障がい者支援事業における事業所数は、共同生活援助（グループホーム）、福祉ホーム、就労継続支援B型の合計数です。その他、共同生活援助に併設される各種障がい者支援サービス（短期入所や生活訓練等）を提供する事業所等が2023年3月末時点で4事業所あります。

保育事業における事業所数は、認可保育、企業主導型保育の合計数です。その他、認可外保育を提供する事業所等が2023年3月末時点で1事業所あります。

(11) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 当企業集団の状況

従業員数			前連結会計年度末比			平均年齢	平均勤続年数
正社員	(非常勤)	合計	正社員	(非常勤)	合計		
1,023名	(1,767名)	2,790名	96名増	(298名増)	394名増	50.06歳	3.29年

② 当社の状況

従業員数			前事業年度末比			平均年齢	平均勤続年数
正社員	(非常勤)	合計	正社員	(非常勤)	合計		
52名	(4名)	56名	15名減	(54名減)	69名減	49.37歳	4.21年

(注) 1. 当企業集団の従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含めた就業人員数であります。

2. 当企業集団の従業員数は、就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。平均非常勤雇用人員（契約社員及びパートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員（月末在籍者数を月数（12か月）で割り算出）を（括弧書）で記載しております。

(12) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	1,730,304 千円
株式会社SBI新生銀行	715,970 千円
株式会社関西みらい銀行	676,963 千円
株式会社東日本銀行	468,336 千円
株式会社みちのく銀行	363,258 千円
株式会社横浜銀行	272,333 千円
株式会社京葉銀行	233,260 千円
株式会社北洋銀行	279,464 千円
株式会社北陸銀行	177,084 千円
株式会社北海道銀行	149,930 千円
株式会社七十七銀行	145,000 千円

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,449,042株（自己株式43,158株を除く。）
 (3) 株主数 1,108名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社HCA	2,436,000株	54.75%
金子洋文	894,000株	20.09%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (株式会社三菱UFJ銀行)	193,700株	4.35%
神藏孝之	70,400株	1.58%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (野村證券株式会社)	48,200株	1.08%
田口孝広	47,100株	1.05%
金澤秀晃	37,600株	0.84%
株式会社SBI証券	36,800株	0.82%
野村證券株式会社	29,600株	0.66%
住友生命保険相互会社 (株式会社日本カストディ銀行)	28,000株	0.62%

(注) 当社は、自己株式43,158株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	回次	行使 価額	行使期間	個数	目的となる 株式の種類 及び数	保有 者数
取締役 (社外取締役 を除く)	第1回	917円	2020年7月13日 ～ 2028年7月12日	21,600個	普通株式 21,600株	2名
	第2回	1,314円	2025年6月29日 ～2033年6月28日	15,000個	普通株式 15,000株	3名
	第5回	1,484円	2024年6月29日 ～2032年6月28日	11,000個	普通株式 11,000株	3名
社外取締役	第2回	1,314円	2025年6月29日 ～2033年6月28日	3,000個	普通株式 3,000株	2名
監査役 (社外監査役 を除く)	第1回	917円	2020年7月13日 ～ 2028年7月12日	3,000個	普通株式 3,000株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

	回次	行使 価額	行使期間	個数	目的となる 株式の種類 及び数	交付 者数
従業員	第4回	1,980円	2024年5月13日 ～2034年5月12日	35,000個	普通株式 35,000株	23名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金子 洋文	代表取締役	(株)シルバーハイツ札幌 代表取締役 (株)OSプラットフォーム 代表取締役 (株)HCA 代表取締役 (株)リビングプラットフォームケア 代表取締役 (株)チャレンジプラットフォーム 代表取締役 (株)BSプラットフォーム 代表取締役 ブルー・ケア(株) 代表取締役 (有)ID・アーマン 代表取締役 (有)トゥルース 代表取締役 (株)橙果舎 代表取締役
林 隆 祐	取締役	経営企画部 部長 (株)ナーサリープラットフォーム 取締役 (株)シルバーハイツ札幌 取締役 (株)リビングプラットフォームケア 取締役 (株)チャレンジプラットフォーム 取締役 (有)トゥルース 取締役
小林 伸也	取締役	運営部 部長 (株)シルバーハイツ札幌 取締役 (株)リビングプラットフォームケア 取締役 (株)チャレンジプラットフォーム 取締役
田中 宏明	取締役	非常勤取締役 (株)GOF 代表取締役 (株)夏目総合研究所 取締役 GOF法律事務所 弁護士 (株)エネコートテクノロジーズ 取締役 (株)IP Bridge 取締役 小林化工(株) 代表取締役
河江 健史	取締役	非常勤取締役 河江健史会計事務所 代表 FYI(株) 代表取締役 シュバイツェル・インベストメント(株) 監査役 センクサス監査法人 代表社員 サイバーステップ株式会社 取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
松橋敏正	監査役	常勤監査役 ㈱シルバーハイツ札幌 監査役
片倉秀次	監査役	非常勤監査役 ㈱デジタル・ナレッジ 監査役 Siiibo証券㈱ 監査役 弁護士法人かがやき総合 代表弁護士
角野里奈	監査役	非常勤監査役 八面六臂株式会社 監査役 株式会社ACCESSO 代表取締役 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 監督役員 株式会社サウンドファン 監査役 株式会社エスクリ 社外取締役（監査等委員） 株式会社Line'well 監査役 ニフティライフスタイル株式会社 監査役 モデラート株式会社 監査役

- (注) 1. 田中宏明及び河江健史両氏は、社外取締役であります。田中宏明氏は、弁護士としての実務を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有するものであります。河江健史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 片倉秀次及び角野里奈両氏は、社外監査役であります。片倉秀次氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。角野里奈氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役田中宏明、河江健史、監査役片倉秀次、角野里奈の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況	退任理由
浅川弘樹	2022年6月28日	当社非常勤監査役 浅川総合会計事務所 代表 ㈱ラクシキ 代表取締役	辞任

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	67,350千円	46,170千円	-	21,180千円	5名
(うち社外取締役)	(9,808千円)	(9,600千円)	(-)	(208千円)	(2名)
監査役	9,900千円	9,900千円	-	-	4名
(うち社外監査役)	(3,300千円)	(3,300千円)	(-)	(-)	(3名)
合計	77,250千円	56,070千円	-	21,180千円	9名
(うち社外)	(13,108千円)	(12,900千円)	(-)	(208千円)	(5名)

(注) 監査役の「対象となる役員の員数」には、当期中の退任監査役1名を含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はございません。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等として、2022年6月28日開催の取締役会決議に基づき、社外取締役を除く取締役に対しストック・オプションとしての新株予約権を付与いたしました。当該新株予約権（ストックオプション）の内容は、前記3.「会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2017年6月30日開催の第6期定時株主総会において、取締役6名に対して、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議しております。

取締役のストック・オプション報酬の総額は、2022年6月28日開催の第11期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役3名に対して、年額200百万円以内と決議しております。

監査役の報酬等の総額は、2018年6月29日開催の第7期定時株主総会において、監査役3名に対して、年額30百万円以内と決議しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その内容は以下のとおりです。

(1) 基本方針

当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能

し、競争力のある報酬体系となるよう、各職責等を踏まえた水準とすることを基本方針とし、固定報酬としての基本報酬及びストック・オプションから構成されるものとする。

(2) 基本報酬

各取締役の個人別の基本報酬については、株主総会決議により承認された範囲内で、後記⑥のとおり、取締役会決議に基づき代表取締役にその具体的な支給額の決定を委任することとする。

代表取締役は、各取締役の報酬額について、月例の固定報酬とし、世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して決定する。

(3) 非金銭報酬に関する決定方針

取締役に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、取締役会で決定したストック・オプション（新株予約権）を付与する。

個別の取締役が付与するストック・オプション（新株予約権）の個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して決定する。

(4) 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

取締役の役職、過去の実績、世間相場、使用人給与とのバランス等を考慮した割合で代表取締役が原案を作成し、取締役会にて決定する。

(5) 報酬等を与える時期又は条件に関する決定方針

各取締役の固定報酬としての基本報酬は原則として年俸制とし、毎月の支払は年棒を12等分し、株式報酬としてのストック・オプション（新株予約権）は取締役在任中に適時支給し、その行使期間は割当日から10年とする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬について、2017年6月30日開催の当社株主総会において、年額200百万円（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）を上限とし、具体的な額及び配分並びに支給時期、その他の支給方法について、業績評価等を勘案しつつ各取締役の報酬を決定するには最適であることを理由として、代表取締役金子洋文氏の一任により決定する旨、決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役 田中 宏明

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- ・株式会社GOFと当社の間には特別な関係はありません。
- ・株式会社夏目総合研究所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・GOF法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・株式会社エネコートテクノロジーズと当社の間には特別な関係はありません。
- ・株式会社IP Bridgeと当社の間には特別な関係はありません。
- ・小林化工株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、弁護士としての法務の知見に限らず、経歴から培われた豊富な知識・経験と幅広い見識に基づき、期待されている当社の経営の助言を適切に行っており、客観的・中立的な立場で監督機能を果たしております。

②取締役 河江 健史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- ・河江健史会計事務所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・FYI株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・シュバイツェル・インベストメント株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・センクス監査法人と当社の間には特別な関係はありません。
- ・サイバーステップ株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、公認会計士としての経験・識見やこれまで培ってきた豊富な危機対応経験や実績に基づき、期待されている内部管理体制に係る幅広い助言を適切に行っており、客観的・中立的な立場で監督機能を果たしております。

③監査役 片倉 秀次

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- ・株式会社デジタル・ナレッジと当社の間には特別な関係はありません。
- ・Siiibo証券株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・弁護士法人かがやき総合と当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席しました。また、監査役会には16回中16回出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外の独立した立場から当社の監査、助言を行ってまいりました。

④監査役 角野 里奈

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- ・ 八面六臂株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・ 株式会社ACCESSOと当社の間には特別な関係はありません。
- ・ インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人与当社の間には特別な関係はありません。
- ・ 株式会社サウンドファンと当社の間には特別な関係はありません。
- ・ 株式会社エスクリと当社の間には特別な関係はありません。
- ・ 株式会社Linc'wellと当社の間には特別な関係はありません。
- ・ ニフティライフスタイル株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・ モデラート株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

就任後開催の取締役会には、10回中10回出席しました。また、就任後開催の監査役会には11回中11回出席し、公認会計士として豊富な経験に基づき、社外の独立した立場から当社の監査、助言を行ってまいりました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、妥当性を検証した上で、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断

した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任致します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、業務の有効性及び財務諸表の信頼性を確保するため「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、概要は以下の通りであります。(最終改定日：2019年11月14日)

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員の職務の執行に関する法令等の適合性について、内部監査担当者による内部監査、監査役監査等の実施による確認及びその報告並びに是正措置を実施する。

コンプライアンスについては、法令遵守に関する主管部門としてコンプライアンス室を置き、コンプライアンス体制の整備・向上を図るために、全役員を対象とした「コンプライアンス規程」を整備し、その周知・徹底に努めることとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等で記録し、保存期間を定め適切に保存、管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業遂行に伴うさまざまなリスクに対して発生の防止と被害損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会」を意思決定・監督機関と位置付け設置する。

経営会議は、業務運営上の重要事項についての審議・決定、取締役会付議事項の事前協議、取締役会決議事項の事後報告等を行う。

それぞれの運営及び付議事項等を定めた「取締役会規程」及び「経営会議規程」を制定する。

中期事業計画は経営会議、取締役会を経て策定され、それらに沿った事業

戦略及び諸施策を図る。また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づく管理基本方針において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

当社の監査役及び内部監査担当部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員を置く事を求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役会が職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、当該従業員を置くものとする。

配置にあたっての従業員の人数、人選等については、監査役の意見を十分考慮して検討する。

- ⑧ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、もっぱら監査役の指揮・命令に従うものとする。

監査役の職務を補助する従業員は、他部署を兼務しない。

- ⑨ 監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

- ⑩ 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び従業員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。

当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

当社及び子会社の取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

- ⑪ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

- ⑫ 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の仕事の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

- ⑬ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の仕事機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。

監査役は、取締役の仕事執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じて代表取締役、会計監査人、内部監査担当部門等とミーティングを行う。

監査役は、会計監査人、内部監査担当部門等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

- ⑭ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当事業年度における主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、

取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査役会は14回、開催致しました。

- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施致しました。
- ④ コンプライアンス室は、各部門における法令・諸規則等の遵守状況の調査、指導、相談等を行い、コンプライアンスに関する重要な業務の執行等を決定するため、当社代表取締役を議長とするコンプライアンス会議を原則として毎週開催し、当会議での審議結果を取締役会に報告しております。

以 上

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	4,413,643	流動負債	3,989,316
現金及び預金	1,882,552	短期借入金	925,553
受取手形及び売掛金	1,684,208	1年内返済予定の長期借入金	1,296,657
商品及び製品	4,541	リース債務	31,075
原材料及び貯蔵品	28,441	未払金	443,129
前払費用	281,951	未払費用	650,723
その他	540,440	未払法人税等	29,219
貸倒引当金	△8,493	前受金	288,141
固定資産	6,989,130	預り金	97,004
有形固定資産	4,543,945	賞与引当金	111,546
建物及び構築物	2,283,291	その他	116,265
車両運搬具	6,556	固定負債	5,941,462
工具、器具及び備品	112,984	長期借入金	4,114,830
土地	1,301,744	長期前受金	391,242
リース資産	471,409	リース債務	611,498
建設仮勘定	335,821	退職給付に係る負債	258,867
その他	32,137	繰延税金負債	38,435
無形固定資産	1,116,412	その他	526,588
のれん	1,009,929	負 債 合 計	9,930,779
ソフトウェア	47,825	(純 資 産 の 部)	
その他	58,656	株主資本	1,448,102
投資その他の資産	1,328,772	資本金	358,995
投資有価証券	115,000	資本剰余金	905,241
長期貸付金	29,017	利益剰余金	263,324
差入保証金	884,952	自己株式	△79,459
長期前払費用	41,376	その他の包括利益累計額	2,760
繰延税金資産	100,325	その他有価証券評価差額金	2,760
その他	184,854	新株予約権	21,131
貸倒引当金	△26,754	純 資 産 合 計	1,471,994
資 産 合 計	11,402,773	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,402,773

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		13,694,420
売上原価		12,415,207
売上総利益		1,279,213
販売費及び一般管理費		1,513,608
営業損失(△)		△234,394
営業外収益		
受取利息及び配当金	401	
助成金収入	383,127	
その他	45,438	428,968
営業外費用		
支払利息	114,251	
控除対象外消費税等	4,447	
貸倒引当金繰入額	3,925	
その他	36,665	159,288
経常利益		35,284
特別利益		
現金受贈益	2,000	
固定資産売却益	220,278	
新株予約権戻入益	2,791	225,069
特別損失		
固定資産売却損	40,265	
固定資産除却損	1,099	41,364
税金等調整前当期純利益		218,988
法人税、住民税及び事業税	49,609	
法人税等調整額	77,677	127,286
当期純利益		91,701
親会社株主に帰属する当期純利益		91,701

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	357,757	1,297,257	△221,630	△79,416	1,353,967
当期変動額					
新株の発行	1,237	1,237			2,475
自己株式の取得				△42	△42
剰余金の振替		△393,253	393,253		—
親会社株主に帰属する当期純利益			91,701		91,701
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,237	△392,015	484,955	△42	94,135
当期末残高	358,995	905,241	263,324	△79,459	1,448,102

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△7,470	△7,470	—	1,346,496
当期変動額				
新株の発行				2,475
自己株式の取得				△42
剰余金の振替				—
親会社株主に帰属する当期純利益				91,701
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,230	10,230	21,131	31,362
当期変動額合計	10,230	10,230	21,131	125,497
当期末残高	2,760	2,760	21,131	1,471,994

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称 株式会社シルバーハイツ札幌

株式会社ナーサリープラットフォーム

株式会社OSプラットフォーム

株式会社リビングプラットフォームケア

株式会社チャレンジプラットフォーム

株式会社BSプラットフォーム

ブルー・ケア株式会社

有限会社ID・アーマン

有限会社トゥルース

株式会社橙果舎

なお、有限会社トゥルース及び株式会社橙果舎の全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はございません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券を加減する方法によっております。

② 棚卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～34年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、20年以内の合理的な期間で定額法により償却しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の、顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社グループの主力事業である介護事業では、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)及び高齢者向け住宅を中心とした各種介護サービスを提供しており、約束した財又は

サービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれていません。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、個々の資産の取得原価に算入し、均等償却しております。

会計上の見積りに関する注記

ブルー・ケア株式会社及び有限会社 I D・アーマンに対する連結上ののれんの評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,009,929千円

(うち、連結子会社であるブルー・ケア株式会社(以下、BC社)に対するのれん747,859千円、有限会社 I D・アーマン(以下、IDA社)に対するのれん56,519千円)

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は、当連結会計年度末において事業計画を基に算出された将来キャッシュ・フローの見積りに基づきBC社ののれんについては減損不要と判断しました。なお、IDA社ののれんについては減損の兆候はないと判断しました。

(1) 算出方法

BC社及びIDA社に対するのれんは、投資価額とそれに対応する時価純資産の差額であり、事業計画を基にその効果が及ぶと見積った期間(BC社に対するのれんは13年、IDA社に対するのれんは11年)にわたって償却を行っております。

のれんの金額は、BC社及びIDA社の事業計画に基づき算出された将来キャッシュ・フローの見積りにより回収可能性を判断しております。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度末における減損判定に用いた事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者により承認された事業計画及び事業計画が策定されている期間を超えている期間については各施設に対する経営方針や事業環境を踏まえた成長要因等を考慮した将来キャッシュ・フローの見積りであります。

BC社の将来キャッシュ・フローの見積りは、収益面については各介護施設における入居者数予測及び入居者一人当たりの売上高予測、費用面については各介護施設の入居者数予測に見合った運営費(人件費、食事委託費等)を経営方針及び過去の趨勢に基づいて勘案した費用予測といった主要な仮定を基礎に算出しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば、将来キャッシュ・フローの見積りと実績値に乖離が生じ、のれんに係る減損処理の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	912,013千円
土地	1,049,447千円
計	1,961,460千円
2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	1,294,381千円
--------	-------------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,492,000株
------	------------
2. 当連結会計年度中に行なった剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
該当事項はございません。
 - (2) 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額の総額
該当事項はございません。
3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	103,519株
------	----------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に介護事業、障がい者支援事業、保育事業を行うための事業計画に照らし、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業所の責任者が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 115,000千円）は、下表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しいものは省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	29,017	29,677	659
(2) 長期借入金	5,411,488	5,347,434	△64,053
(3) リース債務	642,573	665,815	23,242

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資 産

長期貸付金

これらの時価については、その貸付金から発生する将来の見積キャッシュ・フローを新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

長期借入金及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金及びリース債務には1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のリース債務が含まれております。

収益認識に関する注記

(1) 主要な顧客との契約から生じる収益を事業領域別に分解した情報

事業領域	外部顧客に対する売上高（千円）
介護事業	11,323,924
障がい者支援事業	755,484
保育事業	1,514,811
その他	100,203
顧客との契約から生じる収益	13,694,420

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
顧客との契約から生じた債権(期首残高) 受取手形及び売掛金	1,555,354
顧客との契約から生じた債権(期末残高) 受取手形及び売掛金	1,684,208
契約負債(期首残高) 前受金及び長期前受金	669,728
契約負債(期末残高) 前受金及び長期前受金	679,384

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は292,598千円であります。また、契約負債の増減は、主として前受金及び長期前受金の受取り（契約負債の増加と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点における未履行の履行義務残高は下記のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
当連結会計年度	288,141	391,242	679,384

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	326円11銭
1株当たり当期純利益	20円62銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	20円15銭

重要な後発事象に関する注記

(吸収合併)

当社は2023年1月30日開催の取締役会決議に基づき、当社連結子会社である株式会社リビングプラットフォームケア(以下「LPFC社」)を承継会社、株式会社エコ(以下「エコ社」)を分割会社とする吸収分割(以下「本吸収分割」)を行い、エコ社が営む介護事業のうち、高齢者グループホーム運営事業の一部(以下「本件事業」)を承継することを決議し、2023年4月1日にLPFC社はエコ社の本件事業を吸収分割により承継いたしました。

1. 本吸収分割の目的

エコ社は、福島県内において長い業歴を有する有力な介護事業者の一社であり、2003年に1施設目を開設以降、福島県郡山市を中心として複数の介護施設を展開しております。

一方、当社グループは、「持続可能な社会保障制度を構築する」をコーポレートビジョンとし、「安心を育て、挑戦を創る」ことをコーポレートミッションとして、介護事業分野では、連結子会社であるLPFC社及び他3社において、全国(北海道、宮城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県)にて介護施設(認知症対応型共同生活介護事業所、有料老人ホーム等)を展開しており、出店エリアの拡大と地域に密着したサービス提供体制の強化に努めております。

このような状況下、東北地方における当社グループの介護事業において、福島県は初出店地域であります。東北地方で宮城県に次ぐ第2位の人口を擁しており、本吸収分割によって本件事業を承継することにより、東北地方におけるシェア拡大を図る基盤とすることを目的としております。

2. 本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の方式

エコ社を分割会社とし、LPFC社を承継会社とする吸収分割です。

(2) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割の対価として、LPFC社はエコ社に対し金銭を交付する予定ですが、金額につきましては、相手先の意向により非開示としております。

- (3) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。
- (4) 本吸収分割により増減する資本金
本吸収分割による当社及びLPFC社の資本金の増減はありません。
- (5) 承継会社が承継する権利義務
LPFC社は、エコ社が効力発生日において本件事業に関して有する資産・債務・契約およびその他権利義務について、本吸収分割に際して締結した吸収分割契約書に定めるものを承継します。

その他の注記

(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

- ① 事業の名称：当社の連結子会社である株式会社リビングプラットフォーム東北及び株式会社アルプスの社
- ② 事業の内容：主として介護事業の運営

(2) 企業結合日

2022年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社リビングプラットフォームケアを存続会社、株式会社リビングプラットフォーム東北、株式会社アルプスの社を消滅会社とする吸収合併方式です。

(4) 結合後企業の名称

株式会社リビングプラットフォームケア（当社の連結子会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループの介護事業に係る経営資源の集中と有効活用を図ることで、グループ全体の業務の効率化、収益性の安定化を促進し企業価値の向上を目指すものであります。

(取得による企業結合①)

当社は、2022年12月8日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社リビングプラットフォームケア（以下、「LPFC社」という。）にて、有限会社トゥルース（以下、「トゥルース社」という。）の全株式取得に関する株式譲渡契約を締結し、2023年1月1日に全株式を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称： 有限会社トゥルース
事業内容： 介護事業

(2) 企業結合を行った主な理由

トゥルース社は、神戸市灘区内において2003年に創業された長い業歴を持つ介護事業者であり、現在は下記の介護施設1施設を運営しております。

【運営施設】高齢者グループホーム「グループホーム六甲」

【所在地】神戸市灘区 居室数：9室 定員数：9名

一方、当社グループは連結子会社であるLPFC社及び他2社において、「持続可能な社会保障制度を構築する」をコーポレートビジョンとし、「安心を育て、挑戦を創る」ことをコーポレートミッションとして、現在全国にて介護施設59施設（うち、認知症対応型共同生活介護事業所27施設（定員数：576名）、有料老人ホーム等32施設（定員数：2,426名））を全国にて展開しておりますが、トゥルース社が所在する神戸市は当社グループの介護事業においては初出店地域であり、また当社グループが創業以来考える重点出店地域となります。

(3) 企業結合日

2023年1月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

相手方の意向により、非開示といたします。

3. 主要な取得関連の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額は、当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産および負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(取得による企業結合②)

当社は2023年1月10日開催の取締役会決議に基づき、当社連結子会社である株式会社リビングプラットフォームケア(以下「LPFC社」)にて、株式会社橙果舎(以下「橙果舎」)の全株式を取得することを決議し、LPFC社と橙果舎の間で株式譲渡契約を締結し、2023年2月1日に橙果舎の全株式を取得し完全子会社といたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社橙果舎

事業内容：介護事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは連結子会社であるLPFC社及び他3社において、「持続可能な社会保障制度を構築する」をコーポレートビジョンとし、「安心を育て、挑戦を創る」ことをコーポレートミッションとして、全国にて介護施設65施設（うち、認知症対応型共同生活介護事業所30施設（定員数：621名）、有料老人ホーム等35施設（定員数：2,686名））を展開しており、特に橙果舎が所在する北海道は当社グループの創業地であり、現在、札幌市、旭川市、江別市において介護事業・障がい事業・保育事業等の福祉サービスを総合的に展開しております。このような状況下、北海道における当社グループの介護事業において、恵庭市は初出店地域であり、橙果舎の介護事業を承継することでドミナント戦略の強化等、北海道内におけるシェア拡大に寄与するものと判断し株式を取得しました。

(3) 企業結合日

2023年2月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

相手方の意向により、非開示といたします。

3. 主要な取得関連の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額は、当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産および負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております

「共通支配下の取引等」、「取得による企業結合①」、「取得による企業結合②」に対し実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、処理しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,290,188	流動負債	1,663,083
現金及び預金	638,666	短期借入金	650,000
売掛金	314,032	1年内返済予定の長期借入金	411,080
立替金	95,333	未払金	41,101
前払費用	20,801	未払費用	35,971
短期貸付金	180,000	未払法人税等	3,075
未収還付法人税等	17,735	預り金	505,044
その他	23,619	未払消費税等	9,093
固定資産	2,499,973	賞与引当金	6,143
有形固定資産	287,607	その他	1,573
建物	120,103	固定負債	906,939
構築物	0	長期借入金	835,019
工具、器具及び備品	11,221	退職給付引当金	53,017
土地	155,386	繰延税金負債	7,799
その他	896	その他	11,102
無形固定資産	15,988	負 債 合 計	2,570,023
ソフトウェア	15,871	(純 資 産 の 部)	
その他	116	株主資本	1,199,007
投資その他の資産	2,196,378	資本金	358,995
投資有価証券	47,799	資本剰余金	902,575
長期貸付金	920,000	資本準備金	516,991
差入保証金	34,200	その他資本剰余金	385,583
長期前払費用	391	利益剰余金	16,895
関係会社株式	1,167,281	その他利益剰余金	16,895
その他	26,704	繰越利益剰余金	16,895
		自己株式	△79,459
		新株予約権	21,131
		純 資 産 合 計	1,220,139
資 産 合 計	3,790,162	負 債・純 資 産 合 計	3,790,162

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		1,047,434
売上原価		280,121
売上総利益		767,313
販売費及び一般管理費		747,197
営業利益		20,116
営業外収益		
受取利息	12,182	
助成金収入	5,003	
その他	679	17,865
営業外費用		
支払利息	15,072	
その他	4,684	19,756
経常利益		18,225
特別利益		
新株予約権戻入益	2,791	2,791
特別損失		
固定資産除却損	1,099	1,099
税引前当期純利益		19,916
法人税、住民税及び事業税	2,639	
法人税等調整額	380	3,020
当期純利益		16,895

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		その他利益剰余金		資本剰余金 合計	その他利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余 金		繰越利益 剰余金		
当期首残高	357,757	909,007	388,250	1,297,257	△393,253	△79,416	1,182,344
当期変動額							
新株の発行	1,237	1,237		1,237			2,475
自己株式の取得						△42	△42
剰余金の振替		△393,253		△393,253	393,253		-
会社分割による減少			△2,666				△2,666
当期純利益					16,895		16,895
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	1,237	△392,015	△2,666	△394,681	410,149	△42	16,662
当期末残高	358,995	516,991	385,583	902,575	16,895	△79,459	1,199,007

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	1,182,344
当期変動額		
新株の発行		2,475
自己株式の取得		△42
剰余金の振替		-
会社分割による減少		△2,666
当期純利益		16,895
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21,131	21,131
当期変動額合計	21,131	37,794
当期末残高	21,131	1,220,139

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式以外の
もの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原
価は、移動平均法により算定)

移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等 …… なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直
近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合
運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価
証券を加減する方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日
以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。

(3) 賞与引当金 …… 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履

行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の主力事業である介護事業では、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び高齢者向け住宅を中心とした各種介護サービスを提供しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額の収益を認識しています。また、経営指導料等においては、連結子会社等との契約内容に応じて受託した業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれていません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法 ……控除対象外消費税等は、発生会計年度の費用として処理しております。

会計上の見積もりに関する注記

関係会社株式の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,167,281千円

（うち、連結子会社である有限会社 I D・アーマン（以下、IDA社）の関係会社株式は68,910千円）

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

(1) 算出方法

関係会社株式は取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該関係会社の財政状態の悪化により、実質価額が貸借対照表価額に対して著しく下落している関係会社株式については、将来の事業計画等により回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減損処理を行っております。

実質価額は関係会社の純資産額を基礎とし、超過収益力等を反映させております。超過収益力等は、当該株式の取得時の純資産額と実際の取得価額との差額を基礎として計算し、毎期、超過収益力等を反映した実質価額の著しい下落の有無を検討しております。子会社であるIDA社の株式については、同社の超過収益力等を反映して1株当たり純資産額に比べて高い価額で取得しておりますが、実質価額の著しい下落がないことから減損処理を行っておりません。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当事業年度末における減損判定に用いた事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者により承認された事業計画及び事業計画が策定されている期間を超えている期間については各施設に対する経営方針や事業環境を踏まえた成長要因等を考慮した将来キャッシュ・フローの見積りであります。

IDA社の将来キャッシュ・フローの見積りは、収益面については、各保育施設における園児数予測及び園児一人当たりの売上高予測、費用面については、各保育施設の園児数予測に見合った運営費（人件費、食事委託費等）を経営方針及び過去の趨勢に基づいて勘案した費

用予測といった主要な仮定を基礎に算出しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば、将来キャッシュ・フローの見積りと実績値に乖離が生じ、関係会社株式に係る減損処理の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	85,022千円
土地	155,386千円
計	240,408千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	47,815千円
--------	----------

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	592,610千円
長期金銭債権	920,000千円
短期金銭債務	613,981千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	664,500千円
営業収入（配当）	65,000千円
営業外収入	12,178千円
営業取引（支出分）	45,803千円
営業外取引（支出分）	499千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,492,200株
------	------------

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	43,158株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,178 千円
退職給付引当金	16,125 千円
賞与引当金	1,868 千円
関係会社株式評価損	210,644 千円
資産除去債務	3,364 千円
その他	1,846 千円
繰延税金資産小計	236,027 千円
評価性引当額	△214,678 千円
繰延税金資産合計	21,349 千円
繰延税金負債	
建物評価差額	25,859 千円
その他	3,289 千円
繰延税金負債合計	29,148 千円
繰延税金負債（純額）	7,799 千円

その他の注記

（事業分離の注記）

2022年8月12日開催の当社取締役会において、当社が運営する3施設の介護事業について連結子会社である株式会社リビングプラットフォームケアに承継させる会社分割（以下「本会社分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結することを決議し、2022年10月1日に吸収分割を完了いたしました。

（1）本会社分割の日程

- ①譲渡先企業の名称
株式会社リビングプラットフォームケア
- ②分離した事業の内容
3施設の介護事業
- ③譲渡を行った理由

当社グループでは、日本における様々な問題の根本的な原因を人口減少と捉え、その解決策としての介護事業、障がい者支援事業、保育事業を三位一体的に進めることにより、当社グループのコーポレートビジョンである「持続可能な社会保障制度を構築」を進めてまいりました。

その中で、当社グループの事業領域の拡大と成長を中長期的な観点で捉え、当社グループ全体の経営戦略の立案と実行、柔軟かつ機動的な意思決定と経営資源の最適配分、そ

して当社グループ内ガバナンスおよびコンプライアンス体制の強化を可能にするため、当社は、2020年10月1日に介護事業に特化した株式会社リビングプラットフォームケアを設立した上で、株式会社リビングプラットフォームケアを承継会社とする吸収分割を実施しております。その際に、行政手続き上、承継ができなかった3施設の介護事業について、承継を実施いたしました。

④事業分離日

2022年10月1日

(2) 実施した会計処理の概要

①移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	11,870 千円
固定資産	53,207 千円
資産合計	65,078 千円
流動負債	7,947 千円
固定負債	54,464 千円
負債合計	62,412 千円

②会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき処理を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱シルバーハイツ札幌	所有直接100	役員兼任資金の借入	余剰資金の預り	500,000	預り金	500,000
				資金の借入れ	100,000	短期借入金	100,000
				利息の支払い	499	未払利息	84
子会社	㈱OSプラットフォーム	所有直接100	役員兼任業務受託資金の貸付	資金の貸付	100,000	長期貸付金	100,000
				利息の受取り	819	未収金	254
				業務委託費の受取り	238,520	売掛金	108,071
子会社	㈱ナーサリープラットフォーム	所有直接100	役員兼任資金の貸付	資金の貸付	-	長期貸付金	100,000
				利息の受取り	1,499	未収金	127
子会社	㈱リビングプラットフォームケア	所有直接100	役員兼任業務受託資金の貸付	資金の貸付	-	長期貸付金	250,000
				資金の貸付	120,000	短期貸付金	120,000
				業務委託の受取り	376,440	未収金	203,329
				利息の受取り	4,073	未収金	1,450
子会社	㈱チャレンジプラットフォーム	所有直接100	役員兼任資金の貸付	資金の貸付	-	長期貸付金	120,000
				資金の貸付	50,000	短期貸付金	50,000
				利息の受取り	1,928	未収金	195
子会社	ブルー・ケア㈱	所有直接100	資金の貸付	資金の貸付	-	長期貸付金	300,000
				利息の受取り	3,012	未収金	230

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針については、取引の合理性すなわち事業上の必然性と取引条件の妥当性等の取引内容について審議し決定しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「重要な会計方針に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	269円49銭
1 株当たり当期純利益	3円80銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	3円71銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

株式会社リビングプラットフォーム

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸山 高雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 滑川 雅臣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リビングプラットフォームの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リビングプラットフォーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

株式会社リビングプラットフォーム

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸山 高雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滑川 雅臣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リビングプラットフォームの2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月2日

株式会社リビングプラットフォーム 監査役会

監査役（常勤監査役） 松 橋 敏 正 ㊟

監査役（社外監査役） 片 倉 秀 次 ㊟

監査役（社外監査役） 角 野 里 奈 ㊟

(注) 監査役片倉秀次及び監査役角野里奈は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第12期定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区内幸町1丁目3番1号 幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター 15階 ホール15C
TEL：03-5510-1351



〔最寄り駅からのご案内〕

- 都営三田線「内幸町駅」A5出口 徒歩1分
- JR山手線/京浜東北線/東海道本線/横須賀線「新橋駅」日比谷口 徒歩7分
- 東京メトロ銀座線/都営浅草線「新橋駅」8番出口 徒歩7分
- 東京メトロ日比谷線/丸ノ内線/千代田線「霞ヶ関駅」C4出口 徒歩8分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。